

行政手続の見直しについて

1 押印の見直し

(1) 目的

県民の申請の際の負担を軽減するとともに、手続のデジタル化を推進するための環境整備を行う。

(2) 現状（押印が必要な手続・事業の数）

約 3,000 手続・事業 ※内訳：手続関係 約 2,500 手続、補助金関係 約 500 事業

(3) 見直しの方針

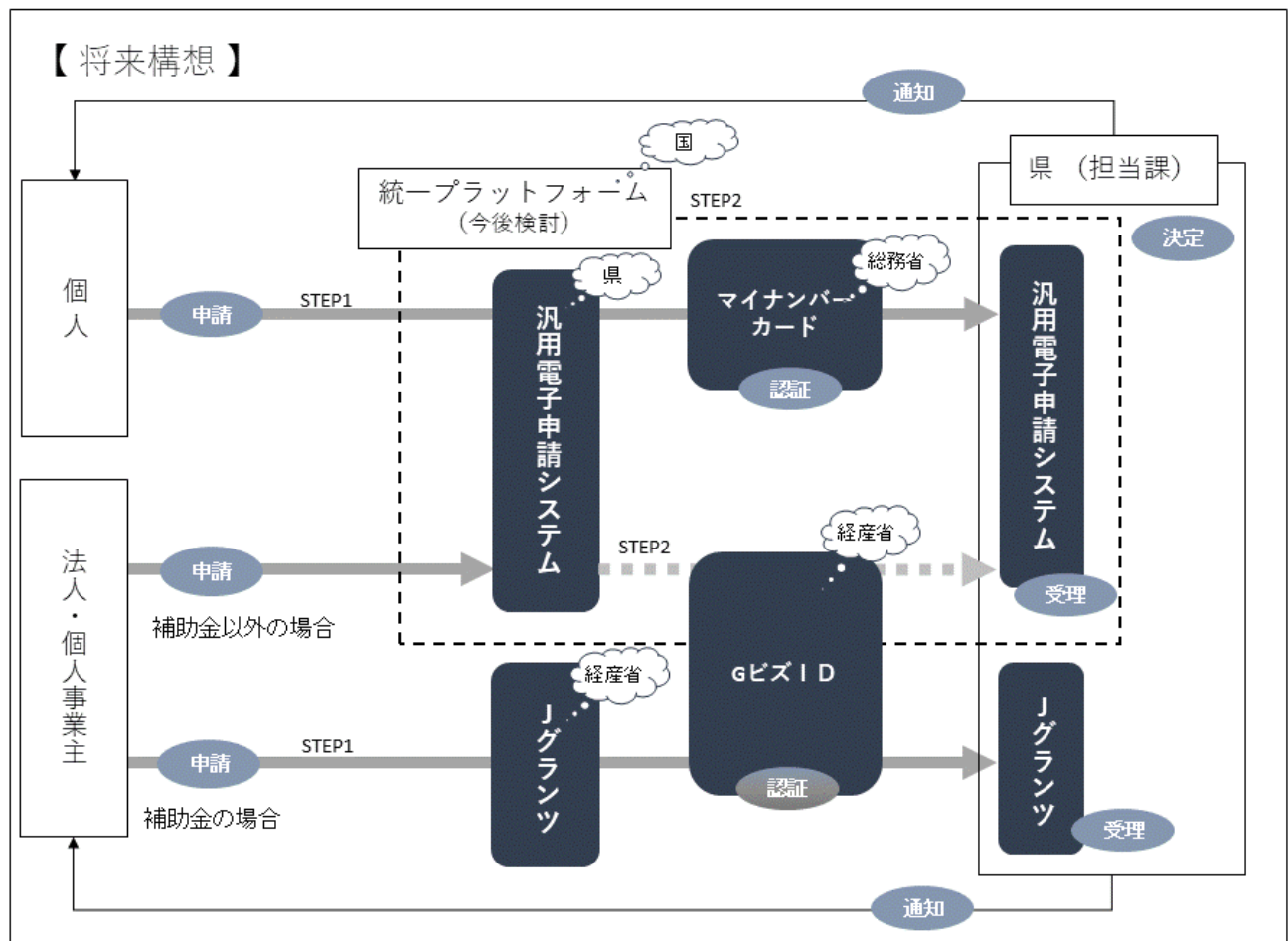
- ・本人確認が必要な場合
氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印の義務づけを廃止する。
- ・上記以外の場合
押印及び署名を不要とする。

(4) スケジュール

8月上旬に調査開始し、とりまとめ。以降可能なものから順次見直し

2 行政手続のデジタル化（本人確認が必要な場合）

国が整備するプラットフォーム等を活用し、行政手続のデジタル化を推進する。



※マイナンバーカード：カードに格納された電子証明書を利用

※GビズID：事業者が1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム

※Jグランツ：公募から事業完了後の手続きまでをオンラインで完結可能な汎用的な補助金申請システム（利用にはGビズIDの取得が必要）